

古河市告示第254号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づき、区域の区分を次のとおり定め、令和元年11月1日より施行する。

令和元年11月1日

古河市長 針 谷 力

区域の区分	自動車騒音の限度を定める区域（※）
a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の指定のない区域

※令和元年11月1日古河市告示第252号で指定された地域